

3 循第 743 号  
令和 4 年 3 月 29 日

関 係 各 位

愛媛県県民環境部環境局  
循環型社会推進課長  
(公 印 省 略)

産業廃棄物の排出事業場外での保管に係る基準の遵守について  
日頃より本県の環境行政の推進について格別の御協力を賜り厚くお  
礼申し上げます。

さて、近年、県内において、産業廃棄物処理基準の不理解による産  
業廃棄物不適正保管の事例が多発しています。

不適正保管の事例は、解体工事業者が、家屋等の解体工事に伴い生  
じた廃棄物を、解体工事現場から離れた自社敷地内等で過剰に長期間  
保管しているケースが多く、産業廃棄物処理基準の不理解が見受けら  
れます。

そこで、排出事業外での保管に係る基準等を理解していただくため、  
下記の動画を作成しましたので、関係企業等への周知等に御活用いた  
だくようお願いいたします。

なお、産業廃棄物処理業許可業者のうち、建設業許可又は解体事業  
者登録がある事業者には、別途連絡していますので、申し添えます。

記

「産業廃棄物の排出事業場外での保管に係る基準の遵守について」



(<https://www.pref.ehime.jp/h15700/jigyoujyougaihokan.html>)

愛媛県県民環境部環境局  
循環型社会推進課  
産業廃棄物係 大塚  
TEL:089-912-2358  
FAX:089-912-2354